

## 一般社団法人 八幡市観光協会 ホームページ広告掲載のご案内

一般社団法人 八幡市観光協会では、協会のホームページに掲載する広告を募集しています。

掲載を希望される場合は、次の内容及び一般社団法人八幡市観光協会ホームページ広告掲載要綱をご覧のうえ、申込書により、事務局までお申し込みください。

なお、所定の掲載件数になった場合は、受付を終了します。

### ◎ 掲載ができない内容

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受けるもの又はこれに類するもの
- ② 貸金業の規制等に関する法律（昭和 53 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に係るもの
- ③ 商品取引所法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 8 項に規定する先物取引に係るもの
- ④ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条に規定する製造たばこに係るもの
- ⑤ 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- ⑥ 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- ⑦ 主に労働者の募集に係るもの
- ⑧ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- ⑨ 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- ⑩ 宗教活動に係るものと認められるもの
- ⑪ 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- ⑫ 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- ⑬ 世論が大きく分かれているもの
- ⑭ 個人の宣伝に係るもの
- ⑮ 当協会運営に支障があると認められるもの
- ⑯ 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が協会のホームページを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

### ◎ 広告の掲載位置等

協会ホームページのトップページに 10 枠程度とし、掲載位置は、協会が定

めます。

◎ 広告の規格等

広告はバナー広告とし、規格は次のとおりとします。

なお、アニメーションは不可とします。

- (2) 大きさ 天地 55 ピクセル×左右 200 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式・JPG形式、PNG形式
- (3) 容量 50KB以下
- (4) その他 「JISX8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮して下さい。

◎ 広告の掲載料

広告の掲載料は、1 枠月額 5,000 円です。ただし、協会会員は、2,500 円です。

◎ 広告掲載の期間等

広告の掲載期間は、1 月単位とします。